

平成24年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成24年6月20日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 議員派遣の件
- 第 8 事務報告
- 第 9 閉 会

本日の会議に付した事件

追加日程第1 発言の取り消し

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決

追加日程第2 発議案上程

追加日程第3 提案理由の説明

追加日程第4 質疑、討論、採決

日程第 7 議員派遣の件

日程第 8 事務報告

日程第 9 閉 会

出席議員（22名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
13番	嶋田 哲純	14番	柴田 徹也
15番	木内 欽市	16番	佐久間 茂樹
17番	日下 昭治	18番	林 俊介
19番	嶋田 茂樹	20番	高橋 利彦
21番	林 正一郎	22番	林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	彗田 哲雄	秘書広報課長	伊藤 浩
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	加瀬 寿一
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本 壽一	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	斉藤 馨
環境課長	大木 多可志	保険年金課長	石毛 健一
健康管理課長	高山 重幸	社会福祉課長	渡辺 輝明
子育て支援課長	佐久間 隆	高齢者福祉課長	石井 繁
商工観光課長	堀江 隆夫	農水産課長	大久保 孝治
建設課長	北村 豪輔	都市整備課長	伊藤 恒男
下水道課長	加瀬 喜久	会計管理者	宮應 孝行
消防長	佐藤 清和	水道課長	新行内 弘

病院事務部長	菅 谷 敏之史	病院經理課長	鈴 木 清 武
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
監 査 委 員 長 事 務 局	馬 淵 一 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（林 俊介） 6月11日の一般質問において、大塚祐司議員より発言の一部を取り消したいとの申し出がありました。

この発言の取り消しについて、先ほど議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） おはようございます。先ほど、議会運営委員会を開きまして、発言の取り消しについて、日程の協議をいたしました。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成24年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）、本日6月20日水曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第1、発言の取り消し、以上のおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 議会運営委員長の報告は終わりました。

地方自治法第117条の規定により、議題に関係いたします大塚祐司議員の退席を求めます。

（1番 大塚祐司 退席）

○議長（林 俊介） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時 2分

再開 午前 10時 2分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。発言の取り消しを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発言の取り消し

○議長（林 俊介） 追加日程第1、発言の取り消し。

発言の取り消しを議題といたします。

おはかりいたします。旭市議会会議規則第65条の規定により、お手元に配付した資料のとおり、発言の取り消しを許可することについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、大塚祐司議員の発言の取り消しを許可することに決しました。

ここで大塚祐司議員の入場を求めます。

（1番 大塚祐司 入場）

○議長（林 俊介） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時 3分

再開 午前 10時 3分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（林 俊介） 議案第1号から議案第6号までと議案第9号から議案第14号までの12議案、及び請願第2号、請願第3号の請願2件、並びに陳情第1号、陳情第2号の陳情2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 俊介） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査の内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

市街地液状化対策事業について、2か年にわたり事業を実施することだが、具体的な事業内容はどの質疑では、平成24年度については液状化被害のあった地域を詳しく調査し、専門家による検討委員会で対策事業施行地区の第1次絞り込みを行い、平成25年度では、具体的なボーリング調査を実施し、事業施行地区の最終絞り込みを行う。また、液状化対策の工法選定、事業費及び負担額について地区住民の方々に説明をしていく予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

賠償金の支払いだが、予算を伴う議案は補正予算に計上すべきではないか。また、賠償金の内訳はどのようになっているのかとの質疑では、賠償金については、修理費、代車使用料、治療費など、その都度支払いが発生するため、財政課と協議の上、予備費で対応することとした。また、賠償金の内訳は、修理・代車費用・レッカー代等の物損が29万5,230円、治療費が52万5,810円、休業損害・慰謝料が337万9,204円となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年6月20日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（林 俊介） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

共和小学校の放課後児童クラブに新たな施設をつくることだが、ほかの学校からも要望はあるのかとの質疑では、施設が狭く改善をお願いしたいという声が出ている学校もある。今後は、放課後児童クラブ希望者の推移を見ながら、関係各課と協議し検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

時間外選定療養費は、旭市民及び小児以外が対象とのことだが、小児とは何歳までを考え

ているのか。また、緊急性がないと判断された場合に療養費をとるとのことだが、その判断基準はとの質疑では、小児の年齢は、15歳未満を対象としている。また、時間外選定療養費徴収の判断基準は、受診した結果、検査や処置の必要がなく、診察と投薬のみの患者を対象としているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で、それぞれの原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年6月20日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、議案第3号、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案9号、財産の取得について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認について、議案第14号、専決処分の承認についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月18日午前10時より、議会委員会室において、議案等説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の目的と交付基準はどのようになっているのかとの質疑では、県では、復興関連のソフト事業を対象に交付すること。また、交付基準は人口割や被災者割等を基準にして算出されているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、9議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年6月20日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 俊介） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 賛成多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

続いて、議案第14号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(林 俊介) 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(景山岩三郎) それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号について、提案理由を申し上げます。

(発言する人あり)

○文教福祉常任委員長(景山岩三郎) すみません……

○議長(林 俊介) 暫時休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時27分

再開 午前 10時28分

○議長(林 俊介) 再開いたします。

○文教福祉常任委員長(景山岩三郎) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議において、本委員会に付託されました請願第2号、義務教育費国庫

負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月15日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、日本国憲法第26条で、義務教育はこれを無償とすると規定されていることから、2件の請願には賛成したいとの意見があり、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年6月20日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第2号、請願第3号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（林 俊介） 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議において付託されました陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情の審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月15日、付託議案、付託請願の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年6月20日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議において付託されました陳情第2号、住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情の審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月18日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、国ではアクションプランを進めており、行政改革に逆行することになるのではないかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年6月20日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 俊介） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

陳情第2号、住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情について、総務常任委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 賛成多数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 10時38分

再開 午前 11時 0分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書の提出についての3発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○議会運営委員長(佐久間茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしました。その内容について、私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出

について、発議第3号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書の提出についての3発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成24年旭市議会第2回定例会議事日程（その3）、本日6月20日水曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第2、発議第1号、発議第2号、発議第3号の3発議案を上程。追加日程第3、提案理由の説明。追加日程第4、質疑、討論、採決。

以上のおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（林 俊介） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号、発議第3号の3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第2 発議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第2、発議案上程。

発議第1号、発議第2号、発議第3号の3発議案を上程いたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議第2号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

発議第3号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書の提出について

◎追加日程第3 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第3、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号、発議第3号について、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(景山岩三郎) それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由について申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」を政令指定都市に導入しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに

教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故による、甚大な被害・損害の復興にはまだまだ長い時間が必要である。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成25年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・教育に関する震災支援策を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第3号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書の

提出についての提案理由を申し上げます。

本議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書。

67年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅にし、多くの人の命を奪った。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきた。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきた。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもある。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「現行法」とする。）によって、被爆者施策を行っている。しかし、原爆被害に対する償いはなされていない。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによる。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法を原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要がある。

以上の趣旨から、下記項目について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれるよう要望する。

記

- 1 ふたたび被害者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること
- 2 原爆死没者に償いをする事
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別交付金を支給すること
 - (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと
 - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること
- 3 すべての被爆者に償いをする事
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害者を放置し、過小に評価してきた事について謝罪すること
 - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算すること

(3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣あてでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号、発議第3号までの3発議案を順次議題といたします。

発議第1号について、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の
起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

発議第3号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長（林 俊介） 日程第7、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第159条の規定により、お手元に配付されております件名表のとおり、平成24年7月26日、27日に姉妹都市であります長野県茅野市の政策的事業の概要などの行政視察のため、議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、件名表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第8 事務報告

○議長(林 俊介) 日程第8、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 加瀬寿一 登壇)

○総務課長(加瀬寿一) それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告いたします。

1つ、乗用自動車1台を日本テレビ「24時間テレビ」チャリティー委員会様より、3月8日受納いたしました。

1つ、金18万円を生活クラブ生活協同組合様より、3月29日受納いたしました。

1つ、金100万円を川光商事株式会社様より、4月2日受納いたしました。

1つ、金10万円をあいおいニッセイ同和損保株式会社様より、4月5日受納いたしました。

1つ、金94万8,000円をライオンズクラブ国際協会、333-C地区、1リジョン、3リジョン、9リジョン、3ゾーン様より、4月19日受納いたしました。

1つ、金52万2,000円を株式会社エージー・ジャパン様より、5月10日受納いたしました。

1つ、金41万1,000円を常盤平西窪町町会様より、5月15日受納いたしました。

1つ、電動アシスト自転車2台を一般社団法人自転車協会様より、6月8日受納いたしました。

1つ、金10万円を日本パークゴルフ協会様及び千葉県パークゴルフ協会様より、6月13日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 俊介） 事務報告は終わりました。

◎日程第9 閉 会

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成24年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 俊介

前議長 林 一哉

副議長 林 七巳

議員 伊藤 保

議員 島田 和雄